

# 福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画半道橋二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称	半道橋二丁目地区地区計画
位置	福岡市博多区半道橋二丁目の一部
面積	約 2.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>福岡空港では、福岡の国際化の伸張と航空需要増大へ対応すべく「国際線旅客ターミナル」等の展開が西側地区において図られている。</p> <p>この西側に隣接したエアフロント地区は、今後、福岡の世界へ向けた空の玄関口として、重要な地区になると見込まれている。</p> <p>なかでも当地区は、空港へのメインアクセス道路である都市計画道路福岡空港西通1号線(幅員35m)と榎田水城線(幅員40m)の交差部に面した交通の要衝であり、「国際線旅客ターミナル」開設を契機として、空港の利便性や優位性を生かした業務・商業等の都市機能の集積が見込まれているところである。</p> <p>このため、当地区において今後予想される開発を適切に誘導し、エアフロント地区にふさわしい機能と景観を有する良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>空港西側部や幹線道路に面した立地特性を生かし、国際化・情報化に対応した業務・商業施設の集積・誘導を図る。</p> <p>また、空の玄関口にふさわしい風格や良好な市街地環境を創出すべく、オープンスペースやゆとりの確保等に努める。</p>
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>国際線旅客ターミナルビルと地区内との回遊性向上及び交流の場形成のため広場を配置するとともに、地区内交通の利便を図るため歩行者用通路、車路を配置する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>本市の空の玄関口にふさわしい良好な業務・商業機能の誘導を図るため、建築物等の用途の制限、敷地規模に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定める。</p> <p>また、歩行者用通路等の確保のため、壁面の位置の制限を定める。</p> <p>さらに、良好な景観誘導を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>

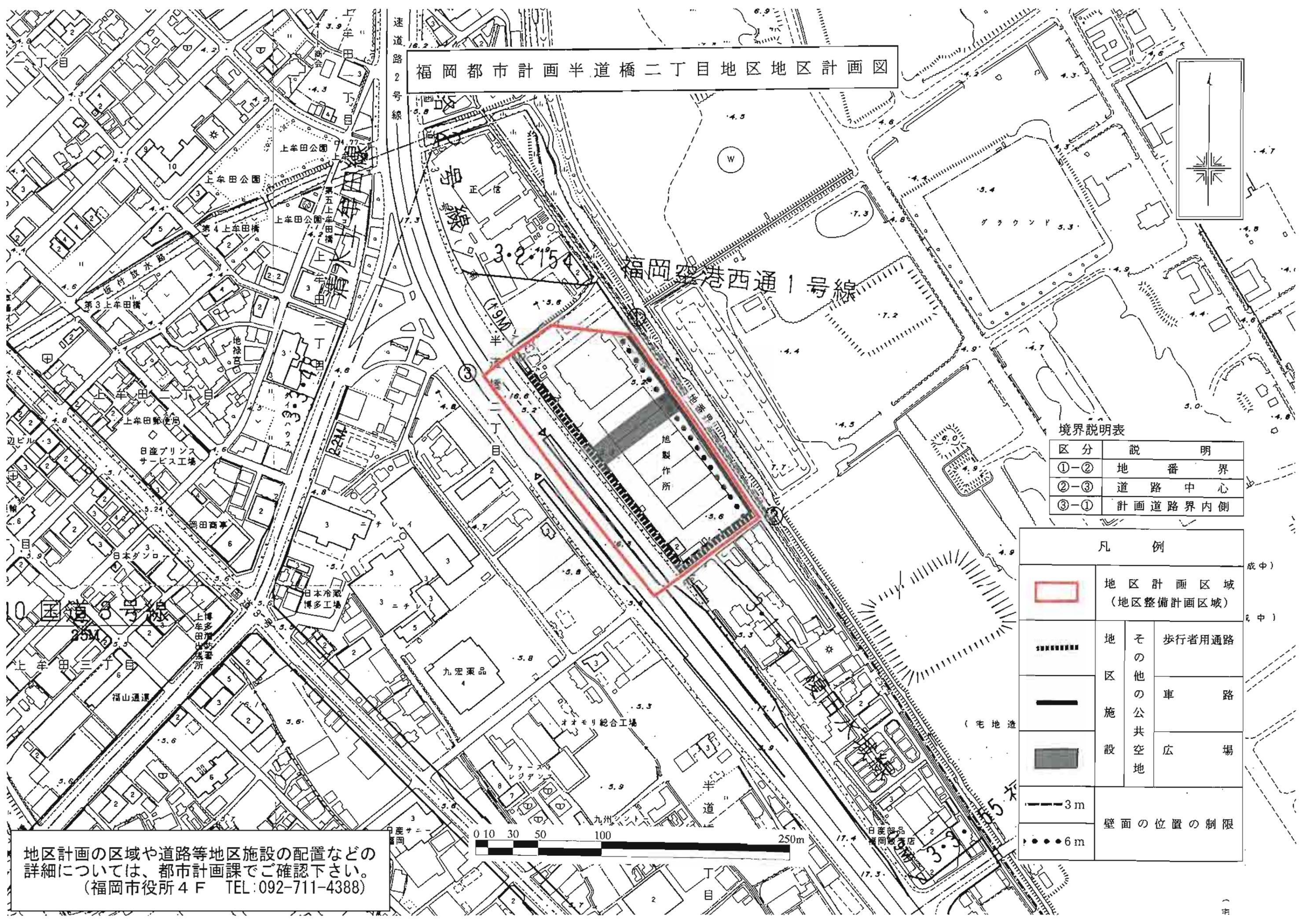
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広場	名称	面積		摘要
		広場		約 1,000 m <sup>2</sup>		
	その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要	
		歩行者用通路	3 m	約 280 m		
		車路	6 m	約 180 m		
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物				
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	敷地面積が500 m <sup>2</sup> 未満の建築物にあつては、10分の20とする。				
	壁面の位置の制限	計画図に示す位置においては、敷地境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、3 m及び6 mとする。				
	建築物等の形態又は意匠の制限	1) 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 2) 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観、風致を損なわないものとする。 3) 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。				

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

## 理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画半道橋二丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
①-②	地番界
②-③	道路中心
③-①	計画道路界内側

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)		
	地区施設	歩行者用通路	(宅地造)
		車路	
		広場	
	壁面の位置の制限		
	3m		
	6m		

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)

